

コンピューテーション研究会におけるスコープ審査に関する規程

コンピューテーション研究専門委員会

2022年5月19日制定

第1条 目的

電子情報通信学会 第一種研究会 コンピューテーション研究会での一般講演は、別に定める技術的内容に関するものを受け付ける。これに含まれない（以下、「スコープ外」という）恐れがある発表申し込みについては、下記の手順に従いスコープ審査を実施する。その結果として、発表申込を不受理とすることがある。

第2条 審査の発議

1. スコープ外の恐れがある発表申込があった場合、コンピューテーション研専幹事（以下、研専幹事）は同研専委員長（以下、研専委員長）と予備審議を実施する。
2. 予備審議の結果、スコープ審査の実施を決定した場合、研専委員長は直ちに審査委員会を設置する。
3. スコープ審議を実施する場合には、発表申込者に対してその旨を通知する。

第3条 審査委員会

1. 審査委員会は研専委員長を審査委員長とし、研専幹事団によって構成される。
2. 審査委員会はその発表申込が研究会のスコープ内であるか否かを判定し、研究会での発表の諾否を決定する。
3. 審査委員会は必要に応じて、著者（ら）に発表内容のわかる資料の提出を求めることができる。

第4条 審査結果の開示

1. 審査委員会で判定結果が確定した場合、直ちに著者（ら）に判定結果を通達する。
2. 審査委員会は著者（ら）からの判定結果に関する異議申し立てを受け付けない。
3. 審査委員長はコンピューテーション研究専門委員会に対して審議の経緯・判定結果とその根拠を事後に説明しなければならない。

第5条 公開と改定

本規程は、コンピューテーション研究会のウェブページで公開をする。本規程の改定は、コンピューテーション研究専門委員会の承認を得るものとする。

附則

本規程は、制定後ただちに公布および施行する。

以上